

熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第15号

熱海市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

熱海市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年熱海市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「療養補償」を「、療養補償」に改め、同条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「よつて」を「より」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には、」に改め、同条第3項中「よつて」を「より」に、「433円」を「333円」に、「第2号から第5号まで」を「第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に第1号に該当する者がない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号から第6号まで」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熱海市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた熱海市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。